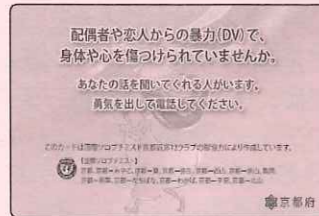


◇DV防止啓発カード・冊子をご活用ください◇

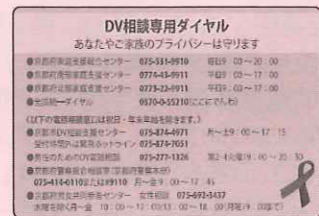
京都府では、DV被害を受けたときや相談されたときに適切な対応ができるよう、DVの実態や主な相談窓口を紹介する、防止啓発カードや冊子を作成しています。

冊子については、府内市町村窓口等において配布しており、カードについては、市町村役場やスーパー、公共施設等の女性用トイレ等に設置しています。その他、設置に御協力いただける場合は、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 京都府府民生活部男女共同参画課 (TEL: 075-414-4291)



DV防止啓発カード



DV防止啓発冊子

～ひとりで悩んでいませんか？～

DVは自分たちだけで解決するのが難しい問題です。あなたが非難されることはありません。DVかもしれないと思ったら、勇気を出して相談窓口にご相談ください。プライバシーは固く守ります。

※ 京都府内の主な相談機関 緊急時・危険を感じたら迷わず110番

相談機関	電話番号	開設日・時間
京都府家庭支援総合センター	075-531-9910 DV相談専用	毎日 9:00～20:00 (年中無休) *緊急の場合は24時間受付
京都府南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	0774-43-9911 DV相談専用	平日 9:00～17:00
京都府北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	0773-22-9911 DV相談専用	平日 9:00～17:00
京都府男女共同参画センター らら京都 女性相談	075-692-3437	月～土曜日 (水曜日・祝日・年末年始除く) 10:00～18:00 (月・火曜日 19:00まで)
京都府警察 総合相談室	075-414-0110 (短縮ダイヤル#9110)	月～金曜日 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:45
京都市DV相談支援センター (緊急ホットライン)	075-874-4971	月～土曜日 (祝日・年末年始除く) 9:00～17:15 相談受付時間外は 075-874-7051へ
男性のためのDV電話相談	075-277-1326	第2・4火曜日 (祝日・年末年始除く) 19:00～20:30

この他にも各市町村役場などに相談窓口が設置されています。

内閣府では、DVに悩んでいる方へ、お近くの相談窓口を案内する電話番号案内サービスを提供しています。発信地等の情報から最寄りの相談機関の窓口に電話が自動転送され、直接ご相談いただくことができます。

●全国統一ダイヤル 0570-0-55210 (ここにでんわ)

※ご利用には通話料がかかります。

※ご相談は、各機関の相談受付時間内に限ります。

※携帯電話や一部のIP電話からも利用できます。PHS、一部のIP電話からはつながりません。

企画・編集・発行 京都府府民生活部男女共同参画課

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入
TEL: 075-414-4291 FAX: 075-414-4293
E-mail: danjokyodo@pref.kyoto.lg.jp

配偶者等からの暴力

DV防止啓発ニュース vol.10

京都府 平成28年3月発行

《性暴力被害にあわれ、どこに相談していいのかわからない方の相談窓口》 京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)が開設されました

相談専用ダイヤル: 075-222-7711

行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力による被害を受けた方へ被害直後から中長期にわたる総合的な支援(医療的支援、相談・カウンセリング等心理的支援、捜査関連支援、法的支援等)を提供するため、平成27年8月に開設した相談窓口です。

大切なからだところのために、まずは京都SARAに電話してください。

女性の支援員がお話をお伺いします。

京都SARAにできること

電話相談
(10時～20時)
相談内容がもれる
ことはありません

来所相談
安心して
ご相談ください

同行支援
一人で心細いとき、
関係機関等へ支援員が
付き添います

支援の
コーディネート

他に、医療費やカウンセリングに係る公費負担制度があります。

性暴力とは…

望まない性的な行為は、全て性暴力です。

性暴力を受けると…

からだやこころに大きな痛みや傷を受け、時間がたっても恐怖や不安で混乱した状態になります。ひとりで抱えず、御相談ください。

被害に遭ったら…

自分を責めてしまう気持ちがおきているかもしれませんが、性暴力はあなたの責任ではありません。希望又は必要に応じて、医療機関、弁護士、カウンセラーと連携して支援を行います。

～「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」主催事業～

DV被害者支援シンポジウムを開催しました

最近テレビなどで「モラハラ(モラルハラスメント)」の話題が取り上げられることが少なくありません。本人も周囲も気づきにくいDVモラルハラスメントを通じて、どのような支援が必要なのか考えるために、平成27年11月2日(月)、ウイングス京都(京都市中京区)において、京都府・京都市・関係団体等で構成する「配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議」主催のシンポジウムを開催しました。

DV被害者支援 シンポジウム	I 講演 「DV モラルハラスメントとは 一気づきと支援について」 講師: 日本フェミニストカウンセラー協会代表理事 川喜田 好恵 氏
	II パネルディスカッション コーディネーター 中村 正 氏 (立命館大学産業社会学部 教授) パネリスト 松浦 由加子 氏 (弁護士) 村中 友理 氏 (母子生活支援施設 主任母子支援員) 宮崎 純子 (京都府家庭支援総合センター 課長補佐)

【参加者アンケートより】

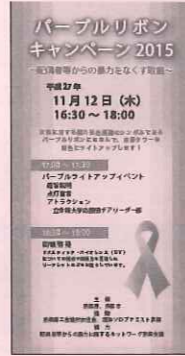
- ・モラルハラスメントは身体的なDVとは異なり、非常に気づきにくい。気づきにくさがあるということを周知していくことで、モラルハラスメントの被害者の方への迅速な手助けにつながっていくと思った。
- ・DVモラルハラスメントの渦中にある被害者、加害者が今の状態がモラハラと自覚し、正しくその構造を学ぶこと、被害者が自尊心を回復し、救済を求められるよう、周りの人が被害者を信じること、また、社会全体が、モラハラや人権についての知識を深めることが必要と感じた。

配偶者等からの暴力をなくす啓発期間(11/12～25)の取組

●パープルリボンキャンペーン2015を開催しました!



(ライトアップされた京都タワー)



パープルリボンは、女性に対する暴力根絶運動のシンボルです。

その紫色にちなんで、平成22年度から毎年、京都タワーのライトアップを行っています。

啓発期間の初日である11月12日、ライトアップとともに、配偶者等からの暴力に関するネットワーク京都会議、京都サング、立命館大学応援団チアリーダー部のみなさんをはじめ、多くの関係機関の御協力を得て、啓発資材を配布し、配偶者等からの暴力の根絶を呼びかけました。

●府内一斉街頭啓発を実施しました

啓発期間中、京都駅前広場以外でも、府内一斉に街頭啓発を行い、集中的な啓発を実施しています。

今年も、19市町村30箇所において、まずはDVを知っていただき、気づいていただけるよう、呼びかけを行いました。

～京都府の取組～



(府内一斉街頭啓発の様子)

DV防止啓発講座「DVを考えるつどい」の開催について

府内2箇所(宮津市、久御山町)において、開催しました。

「ドメスティック・バイオレンス～気づいて・築こう支援の輪～」(宮津市)

講師：長谷川 七重さん(カウンセリングルームはな 代表)

これまで取り組んでこられた被害者自立支援での経験をもとにお話しいただきました。特に精神的暴力については、行動の監視、性的強要、生活費を渡さないなど複合的な要素が絡んでおり、加害者に「精神を痛めつけて自分が優位に立つ」という意識があることや、自分がDVを受けているかもしれないと気づくことの大切さについて教えていただきました。

「これってDV?～相談現場から見たもの～」(久御山町)

講師：安本 理子さん(京都府男女共同参画センター女性相談員)

DVの実態や影響について、参加者が身近に感じられるようクイズや事例により、お話しいただきました。また、DVにおいて陥りやすい間違っただけの思い込みや二次被害について解説いただき、身近でDVが起こったときに自分たちができることについて、ポイントを絞ってアドバイスをいただきました。参加者同士で意見交換するなど、積極的に理解を深めていただける機会となりました。

DV被害者グループワーク

京都府では、DV被害女性が、同じ体験をした女性と出会い、語り合うことで、お互いを支えながら心身の回復を目指す「自立支援グループワーク」を実施しています。

参加者が自分のペースで安心して参加できるよう、専門のカウンセラーがサポートします。人前で話すのは難しいと感じる方に、無理にお話いただくことはありません。参加者が「ありのままの自分であること」が、他の参加者の力にもなります。秘密は固く守られます。

【お問い合わせ先】京都府男女共同参画センター なら京都 (TEL: 075-692-3433)

ストーカー事案における現状と取組について

平成27年中の府内におけるストーカー事案の認知件数は432件であり、前年より28件減少したものの、刑法・特別法を含めたストーカー事案の検挙件数は統計開始以降最高の56件となりました。ストーカー事案は、行為が一気にエスカレートして事態が急展開し、被害者のみならず、その親族にも生命や身体に危害が及ぶおそれが高くなるという特徴があります。京都府警察では、相談を受けた事案の危険性を早期に見極めた上で、行政措置(文書警告、各種援助等)と刑事措置(積極的な事件化)の両輪で対応するとともに、再被害防止(避難等)に向けて配偶者暴力相談支援センターなどの関係機関等と連携し、被害者の保護を最優先に取り組んでいます。

DV被害者地域生活サポーターの活動紹介

〈事業紹介及び養成講座の開催等〉

DVは被害者に大きな精神的影響を与え、暴力から逃れた後も不安や緊張などの心理的症状が続いたり、親族や友人等の交流が断たれ、社会的に孤立していることも少なくありません。

京都府では、社会生活を送る上で困難を抱える被害者に対して、自立に向けた支援を行う地域生活サポーターを養成し、一時保護所や母子生活支援施設からの退所後など、地域生活を送ることに不安のあるDV被害者に寄り添い、自立生活に向けた支援を行っています。

「DV被害者地域生活サポーター養成講座」は、対人援助に係る資格を有する府民等を対象に実施しており、平成27年度は、9月～11月に京都府立中丹勤労者福祉会館において全5回開催しました。講座では、DVに係る基本的知識、支援に際しての基本的留意事項、医学的・心理的支援、子どもへの影響、保護命令制度や自立に向けた社会的資源などについて学んでいただき、ロールプレーやグループ討議も行いました。

今年度の養成講座の参加者数は34名で、うち全5回に出席された13名に修了書を交付し、うち8名にサポーターとして登録いただきました。なお、平成23年度からのサポーター登録者数は合計73名で、うち18名が北部地域の方です。

〈サポーターの主な活動〉

サポーターは家庭支援総合センターと連携し、DV被害者の地域生活の定着を支援し、役所などの同行や手続き等の支援、相談相手として家庭訪問等を実施しています。

DV被害者のなかには自発的に支援を求めたり、相談することが困難となり孤立した状況で地域生活を送られている方も少なくありません。これまで、サポーターの家庭訪問により、被害者の生活困窮や心身の不調が判明し、福祉機関・医療機関の利用など迅速な支援につながったケースがあります。

デートDVをなくすために

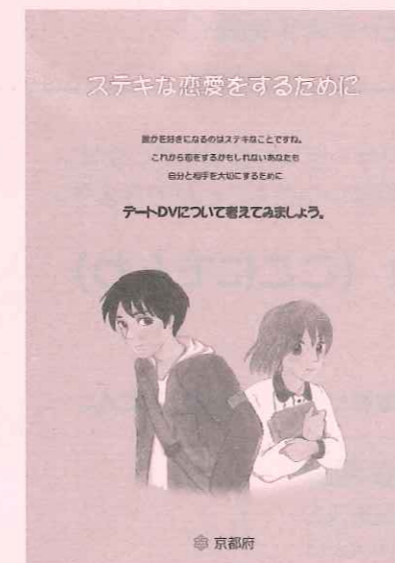
近年、高校・大学生等の若年層において、交際相手からの暴力(デートDV)が問題になっています。

京都府では、若年層における交際相手からの暴力の予防啓発のための冊子の配布や、指導者用DVD(非売品)の貸出を行っています。

いずれも、交際相手との関係だけではなく、広く人間関係において暴力のない「よりよい関係」を築いていけるように工夫した内容となっていますので、高校や大学の人権学習の授業等でぜひ御活用ください。

また、京都府では、職員が大学等の授業に出向き、デートDVについて理解を深めてもらうための出前講座を実施しています。大学の授業等でデートDVを取り上げられる際には、ぜひ御相談ください。

デートDV防止啓発冊子



出前講座

